

**資格登録停止措置の概要**

1. 資格登録停止措置業者名  
パナソニック産機システムズ株式会社(東京都墨田区押上1-1-2)[1000025516]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和7年8月5日 ~ 令和7年10月4日(2か月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域  
地域2 東京支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、建設業法に違反したとして、関東地方整備局長から監督処分を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反行為)の措置要件に該当する。

**<資格登録要領別表12>**

| 措置要件                                                                                      | 期間                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| (建設業法違反行為)<br>10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 発生地域について<br>当該認定をした日から1月以上9月以内 |

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)